

平成 28 年第 1 回臨時会 （平成 28 年 1 月 26 日）

桶川北本水道企業団 議 会 会 議 録

桶川北本水道企業団議会

平成28年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (1月26日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長の選挙	5
議会運営委員会委員の選任について	6
議会運営委員会委員長の互選について	6
企業長提出議案の上程、説明	7
第1号議案に対する質疑、討論、採決	10
第2号議案に対する質疑、討論、採決	11
閉会の宣告	12

桶川北本水道企業団告示第1号

平成28年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年1月19日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 平成28年1月26日（火） 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室
3. 付議事件
 - (1) 副議長の選挙について
 - (2) 桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について
 - (3) 監査委員の選任につき同意を求めることについて

平成28年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会日程

議事日程

平成28年1月26日

1. 議席の指定
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 副議長の選挙について
5. 議会運営委員会委員の選任について
6. 議会運営委員会委員長の互選について
7. 企業長提出議案の上程、説明
8. 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第1号議案
桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について
 - (2) 第2号議案
監査委員の選任につき同意を求めることについて

平成28年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会

平成28年1月26日（火曜日）

○出席議員（10名）

1番	滝瀬光一君	2番	北原正勝君
3番	佐藤正廣君	4番	島村美貴子君
5番	工藤日出夫君	6番	中村洋子君
7番	島野和夫君	8番	新島光明君
9番	加藤正志君	10番	保坂輝雄君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	小野克典君	副企業長	現王園孝昭君
事務局長	林博之君	事務局次長兼給水課長	倉金眞基君
総務課長	小高清隆君	業務課長	新井秋男君
施設課長	小島稔君	浄水課長	荒蒔政明君

○職務のため出席した者の職氏名

書記 堀 和 行 書記 中 村 正 夫

午前 9時54分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（島野和夫君） 定足数に達しておりますので、平成28年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（島野和夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△諸報告

○議長（島野和夫君） 日程に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

去る12月11日の桶川市議会において、佐藤正廣議員、島村美貴子議員、新島光明議員、加藤正志議員及び保坂輝雄議員が当議会の議員として当選されましたので、ご報告いたします。

△議席の指定

○議長（島野和夫君） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

今回当選になりました議員の議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

佐藤正廣議員の議席は3番、島村美貴子議員の議席は4番、新島光明議員の議席は8番、加藤正志議員の議席は9番、保坂輝雄議員の議席は10番といたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（島野和夫君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

9番 加藤正志議員

10番 保坂輝雄議員

の両名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（島野和夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△副議長の選挙

○議長（島野和夫君） 次に、日程第4、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に保坂輝雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました保坂輝雄議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました保坂輝雄議員が副議長に当選されました。

ただいまの選挙によりまして副議長に当選されました保坂輝雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長の当選人である旨、告知いたします。

それでは、副議長に当選されました保坂輝雄議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

○10番（保坂輝雄君） おはようございます。

ただいま桶川北本水道企業団議会の副議長の大任を拝命いたしました保坂輝雄でございます。もとより力はありません。しかし、島野議長を助け、円滑かつ公平・公正な議会運営のために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

何とぞ皆様方のご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

△議会運営委員会委員の選任について

○議長（島野和夫君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員につきましては、議会運営委員会条例第3条の規定により、議長より新島光明議員、加藤正志議員の両名を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました新島光明議員、加藤正志議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

△議会運営委員会委員長の互選について

○議長（島野和夫君） 次に、日程第6、議会運営委員会委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任されました委員の方々を含めまして、議会運営委員会委員の方は次の休憩中、委員会を開き、委員長の互選を行い、その結果をご報告願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時59分）

○議長（島野和夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（島野和夫君） 議会運営委員会委員長からご報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に加藤正志議員が互選されました。

以上でございます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（島野和夫君） 次に、日程第7、企業長提出議案を一括上程いたします。

第1号議案から第2号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。
企業長。

○企業長（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、平成28年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましてはご多忙の中ご参加いただき、厚く御礼を申し上げます。

去る12月11日の桶川市議会において、佐藤正廣議員、島村美貴子議員、新島光明議員、加藤正志議員、保坂輝雄議員が当企業団の議会議員に当選をされました。皆様には心からお祝いを申し上げます。

ここで、議案の審議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

当企業団は、昭和38年10月の創設以来、水道事業の目的である清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、事業運営に努めてまいりました。

しかしながら、近年、水道事業を取り巻く環境は大きく変化をしております。高度経済成長期に急速に整備された水道施設は老朽化が進み、更新期を迎えております。そのような中、少子高齢化により人口減少社会を迎え、水需要は低迷しており、当企業団においても昨年度は給水収益が大きく減収となっております。

このように厳しい経営環境でございますが、安全・安心な水道水を安定して市民の皆様へお届けするために、水道施設の計画的更新を実施し、将来を見据えて「持続・安全・強靱」な水道事業を目指してまいり所存でございます。

今後とも、議員の皆様には水道事業の運営につきましてご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

第1号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の保護等について規定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第2号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は議会選出の監査委員でありました佐藤洋氏が平成27年12月10日に辞職をされましたので、後任として島村美貴子氏を選任することについて同意を得たいので、桶川北本水道企業団規約第12条第2項の規定により提出するものでございます。

以上をもちまして、本臨時会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局に補足して説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（島野和夫君） 総務課長。

○総務課長（小高清隆君） おはようございます。

議案の補足説明をさせていただきます。

第1号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、特定個人情報の保護等について規定したいので、条例改正を行うものでございます。

それでは、個人情報保護条例の一部を改正する条例及び新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第1条は、この条例の目的を規定しているものでございますが、個人情報の定義について法律と条例で異なる部分があり、特定個人情報が条例上の個人情報の範囲に含まれていない場合もあるため、番号法の規定に基づき、条例上の個人情報に該当しない特定個人情報についても保護の対象とするものでございます。

次に、第2条につきましては、新たに特定個人情報等の用語の定義が必要となりましたので、番号法の定義規定を引用し、定義を追加するものでございます。

次に、第3条及び第5条につきましては、個人情報の定義について法律と条例で異なる部分があるため、条例上の個人情報に該当しない特定個人情報についても個人情報に関する実施機関及び事業者の責務の対象とするものでございます。

次に、第9条につきましては、保有特定個人情報の利用及び提供の制限は番号法の規定による制限を受けるため、新たに第9条の2及び第9条の3にて定め、第9条から保有特定個

人情報を除くものでございます。

次に、第9条の2につきましては、新たに保有特定個人情報の利用の制限について規定するものでございまして、番号法においては個人番号を利用できる範囲については社会保障、税及び災害対策に限定しており、人の生命、身体または財産の保護のために必要があるとき以外は目的外利用を認めていないため、番号法の規定に合わせた利用の制限についての規定を追加するものでございます。

次に、第9条の3につきましては、新たに保有特定個人情報の提供の制限について規定するものでございまして、特定個人情報の提供は番号法第19条各号に該当する場合を除き禁止されるため、同法の規定に服することを確認的に規定するために追加するものでございます。

次に、第11条につきましては、条例上の個人情報に該当しない特定個人情報及び保有特定個人情報についても正確性及び安全性の確保とするものでございます。

次に、第14条につきましては、第1項は開示請求の対象となる保有個人情報について、条例上の保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても開示請求の対象とするものでございます。

第2項は、条例では、保有特定個人情報ではない保有個人情報の開示請求は本人か法定代理人に限定しておりますが、番号法では保有特定個人情報の開示請求は任意代理人も行えるため、同様の取り扱いとするものでございます。

次に、第15条と第21条につきましては、第14条第1項で開示請求の対象を条例上の保有個人情報に該当しない保有特定個人情報も含めたため、開示請求に関連する規定についても必要な整備をするものでございます。

次に、第24条につきましては、第1項は開示請求と同様に、訂正の請求についても条例上の保有個人情報に該当しない保有特定個人情報も対象とするものでございます。

第2項は、保有特定個人情報については、次にご説明する第4項にて利用停止及び消去の規定を設けるため、この項の保有個人情報の対象から保有特定個人情報を除くとともに、「削除」という字句について、番号法等においては「消去」の字句を使用しているため、法律に合わせた表記とするものでございます。

第4項は、保有特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止についての請求を認めるように規定を追加し、同様に項の繰り下げを行うものでございます。

次に、第25条につきましては、第24条第1項で訂正の請求の対象を条例上の保有個人情報に該当しない保有特定個人情報も含めたため、訂正等の請求に関する規定についても必要な

整備をするものでございます。

次に、第28条につきましては、開示及び訂正等の請求の対象を条例上の保有個人情報に該当しない保有特定個人情報も含めたため、開示手数料等に関する規定についても必要な整備をするものでございます。

次に、第29条につきましては、保有特定個人情報の開示請求については、他の法令に基づき開示請求ができる場合でも、この条例に基づく開示請求ができるようにするものでございます。

次に、第30条及び第32条につきましては、開示請求及び訂正の請求の対象を条例上の保有個人情報に該当しない保有特定個人情報も含めたため、その決定に不服がある場合の不服申し立てについても必要な整備をするものでございます。

次に、第33条につきましては、個人情報の定義が法律と条例で異なる部分があるため、条例上の保有個人情報に該当しない保有特定個人情報についても是正の申し出ができるよう規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成28年2月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

△第1号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 日程第8、議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員です。

よって、第1号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第2号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（島野和夫君） 次に、第2号議案 監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、島村美貴子議員の退席を求めます。

〔4番 島村美貴子議員退席〕

○議長（島野和夫君） お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（島野和夫君） ご異議なしと認めます。

これより第2号議案を採決いたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（島野和夫君） 起立全員であります。

よって、第2号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

島村美貴子議員の復席を求めます。

〔4番 島村美貴子議員復席〕

○議長（島野和夫君） ただいま監査委員に選任されました島村美貴子議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

○4番（島村美貴子君） このたび、桶川北本水道企業団監査委員に就任をさせていただきました島村美貴子でございます。

もとより浅学非才な身ではございますが、地方公営企業におきます監査の重要性を認識いたしまして、微力ではございますが、誠実、公正に職務を行ってまいりたいと存じます。

何とぞ皆様のご指導のほどよろしくお祈りを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りをいたします。

△閉会の宣告

○議長（島野和夫君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回桶川北本水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

（午前10時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 島 野 和 夫

署 名 議 員 加 藤 正 志

署 名 議 員 保 坂 輝 雄

参 考 资 料

議案の審査結果

企業長提出議案

議案 番号	件名	審査結果	
		月日	結果
1	桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について	1月26日	原案可決
2	監査委員の選任につき同意を求めることについて	1月26日	原案同意

